

改度候間御認可被下度此段申請候也

私立中央高等予備校設立者

明治四十年七月二日

菊池武夫(印)

東京府知事男爵 千家尊福殿

(朱書)

新 第十六条 授業料ハ一ヶ年分金貳拾五円トス

但シ月割金ニ円五拾銭ヅ、分納スルモ妨ナシ

旧 第十六条 授業料ハ一ヶ年分金拾五円トス

但シ月割金一円五拾銭ヅ、分納スルモ妨ナシ

(欄外注記1)

「收受未二甲六二四八号」「判決九月二十三日」「施行九月二十三日」

日」

(欄外注記2)

「完結」四十年十月九日」

(欄外注記3)

「收受明治四十年七月二日・未二甲六二四八号」

〔明治四十年第一種 文書類纂 学事 私立学校第四

627 D5 4〕

78 中央高等予備校学則第十六条改正

(明治四十年七月)

(欄外注記2)

(欄外注記1)
明治四十年九月廿日受
明治四十年九月廿日出

内務部学務課主任属秋元雄次

知事 内務部長(堀信次印) 事務官(浜野印) 学務課長(御園生印)

私立学校学則中改正認可指令案

(朱書)
〔未二甲六二四八ノ二〕

東京市神田区錦町二丁目二番地

私立中央高等予備校設立者

印
割 法学博士 菊池武夫

明治四十年七月二日付願其ノ校学則中改正ノ件認可ス

年 月 日

知事

(欄外注記3)

申 請 書

本校ノ授業料ヲ増額致度主旨ヨリ学則第十六条ヲ別紙ノ如ク相

中央高等予備校